

## 定例監査（市民サービスセンター監査）結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査（市民サービスセンター監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年7月7日

白山市監査委員 北 田 幸 光

同 西 川 寿 夫

- 1 監査の日時 平成26年6月27日（金）  
午前9時52分から午前10時58分まで  
〈吉野谷市民サービスセンター〉  
午前11時15分から午前12時まで  
〈河内市民サービスセンター〉
- 2 監査の場所 吉野谷市民サービスセンター2階会議室  
河内市民サービスセンター1階会議室
- 3 監査の対象 吉野谷市民サービスセンター及び河内市民サービスセンターの市民サービス課において、平成25年度に所長又は課長の決裁により、管理している施設や事務執行についての監査を行った。
- 4 実施した  
監査手続 監査の対象となった所長又は課長の決裁により管理している施設や事務執行について、市民サービスセンターから提出された資料に基づき、書面監査及び現地確認を実施した。
- 5 監査の結果 吉野谷市民サービスセンター及び河内市民サービスセンターの市民サービス課において、所長又は課長の決裁により管理している施設や事務執行は、適正に執行されているものと認められた。